中国製造物責任の研究（六）

洪　庚　明

目　次

序論
第一章　中国における製造物責任法の生成及び展開
第1節　製造物責任に関する立法の変遷及びその背景
第2節　「中華人民共和国産品質量法」の特徴
第3節　中国の製造物責任法制度の全貌
第4節　中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響
第二章　中国における製造物責任の法的性質
第1節　製造物責任の法的性質の研究
第2節　製造物責任の契約責任構成
第3節　製造物責任の不法行為責任構成
第4節　製造物責任における請求権競合

第三章　製造物、欠陥及び証明責任
　第1節　製造物の定義及び範囲
　第2節　欠陥の定義及び判断基準
　第3節　責任要件と証明責任
第四章　損害賠償
　第1節　人身損害の賠償（以上一八六号）
　第2節　財産損害の賠償
　第3節　製造物責任保険及びその他の被害救済制度
第五章　製造物責任訴訟
　第1節　責任主体（以上本号）
　第2節　免責事由と抗弁
　第3節　責任期間と消滅時効
　第4節　製造物責任における紛争処理
結語

第二節　財産損害の賠償

製造物責任法において、厳格責任が適用されるのは欠陥製品による消費者の人身被害を救済するためである。欠陥製品事故による財産上の損害は人身損害に比べ損害額が小さい上、契約責任に基づく請求も可能なため、製造物責任法においては重視されておらず、どこまで製造者の厳格責任を認めるべきかについて、各国の製造物責任法及び学説は必ずしも統一していない。問題の焦点は、事業者の財産損害及び経済的損失を厳格責任の賠償範囲から除外するべきか否かである。本節では、中国製造物責任法に関する判例学説及び中国の経済実情を踏まえて、各国の製造物責任法規定及び学説を検討しながら、製造物責任法における財産損害の賠償範囲について筆者の私見を提示したい。

一　消費者被害と事業者被害

製造物責任法の性質は消費者保護法であるため、製造物責任法に基づいて請求できる財産損害を消費者個人の消費財に限る考え方が一般的である。「EC指令」九条は指令が適用される財産損害について、「通常は個人的な使用又は消費に供される性質のものであって、かつ、被害者は主として個人的な使用又は消費のために利用されていたもの」に制限し、事業者の財産被害を明確に排除している。アメリカでは、「EC指令」のように事業者の財産損害をすべて排除する明文化の規定はないが、多くの製造物責任立法提案では、事業者の「営業損害」は賠償範囲から除外されている。(1)アメリカでは、不法行為責任に基づく製造物責任訴訟において、損害賠償の範囲は「予見可能

なもの」にまで及ぶため[2]、事業者の財産損害について「予見可能性」があれば、厳格責任を適用する可能性があるが、事業者の営業利益など「経済的な損失」は契約責任領域の問題とされ、厳格責任の適用は排除されている。日本の製造物責任法の立法過程において、財産損害の賠償を消費者個人が使用する財産に制限する立法提案も幾つがあった[3]。第一四次国民生活審議会消費者政策部会の最終報告も「個人的な使用に供されるものに生じた物損が賠償の中心になると考えられる」と認め、「①事業者は製造者等と対等の立場で損害賠償について事前に契約で取り決めることが可能の場合が多いこと、②製造物責任は一般消費者の保護を目的とするものであること」などの理由で、事業者の物損を製造物責任法から除外する考えを明らかにした。しかし、個人事業者に対する保護の必要性や事業者でも自分の事業分野以外の製造物について十分な知識を有しないなどの理由から[4]、製造物責任法にはこのような制限規定が設けられなかった。これについて、製造物責任法の消費者保護法としての性格が変わり、対外貿易で日本の企業が不利益を受けるおそれがあるという批判意見が上がっている[5]。

中国「民法通則」一二二条は「産品質量の不合格により他人の財産、人身に損害をもたらした場合、産品の製造者、販売者が法に基づいて民事責任を負担しなければならない」と定めているが、この規定の中の「他人」について、最高人民法院は「消費者又はユーザー」に限定して解釈している[6]。中国語の「ユーザー」には個人ユーザーも事業者も含まれるため、この規定には事業者損害も含まれることが明らかである。「産品質量法」四四条二項は直接な財産損害のほかに、「被害者は財産の損害によって、その他重大な損失が生じた場合、加害者はその損失についても賠償しなければならない」と定め、間接的な財産損害の賠償も認めたが、個人の財産損害と事業者の財産損害との違いを触れていない。これについて、一部の学者は製造物責任の消費者保護の性質を理由に無過失責任の請求権者を個人消費者に制限するべきであると主張しているが[7]、事業者被害についても、製造物責任法の適用を認め

る意見もある。[8]

中国における製造物責任の判例実務では、製品の欠陥によって生じた事業者損害についても厳格責任の適用は認められている。鶏の養殖場が鶏の伝染病予防のために購入した薬の説明書に使用量に関する記載が間違ったため、大量の鶏が死亡した事件で、裁判所は薬の製造者の厳格責任を認めた。[9] また、商店に陳列されていた殺虫剤のスプレー缶の欠陥で火災が発生し、隣の建物も延焼した事件で、被害を受けた商店の所有者と隣の住民三人及び被災した金融会社、レストラン、保険金を支払った保険会社を含む企業四社は、殺虫剤の製造者に対して損害賠償を請求した裁判で、裁判所は個人の財産損害及び、企業の財産損害についても、製造者の厳格責任を認めた。[10]

中国において、事業者被害についても消費者被害と同様に厳格責任の適用が認められたのは以下の原因が考えられる。まず、「産品質量法」において品質管理制度と消費者保護との両方が設けられており、消費者保護法の性格が薄いため、事業者損害と消費者損害とを区別して扱う考えは立法当時にまったくなかった。次に、中国では、個人営業者など小規模な事業者が多く、彼等の損害を消費者個人の損害と区別して処理することは困難である。さらに、中国では消費者の概念についても認識が分かれている。「消費者保護法」は消費者について、「生活上消費のために必要な商品を購入し、もしくは使用し、またはサービスを受ける者」と定義しているが、消費者を自然人に限る意見と、[11] 法人団体がその構成員の生活消費のために商品を購入する場合も消費者に含まれるとの意見と対立している。[12]

製造物責任における財産損害の範囲を個人消費者の消費財に制限し、事業者の損害を除外する理由について、事業者が欠陥に対する認識能力も損害の負担能力も個人より高いため、厳格責任によって保護する必要がないこと及び、事業者の財産損害は巨額に及ぶ可能性があるため、製造者の賠償リスクが大きすぎることが考えられる。しか

し、消費者にとって困難である欠陥の立証は一般の事業者にとっても困難であり、零細企業は実質上消費者と同様な立場にある。また、二番目の理由について、「そのような事態は過失責任の場合であっても同様であり」、それを「相当因果関係の法理の解釈によって解決」できるとの反論も成り立つ(13)。

筆者の私見では、厳格責任における賠償の範囲について、製品の種類、財産損害の性質、欠陥及び被害の態様などの要素に基づいて個別的に判断するべきであり、事業者の財産被害を一概に排除する必要はない。工作機械など専用製品による損害について、製品の使用目的や使用方法などは一般消費品と大きく異なり、製品欠陥の判断基準も異なるため、契約責任又は過失責任に基づいて処理するのが合理的であるが、テレビなど一般生活消費品の欠陥による損害について、製品の欠陥に対する認識能力は事業者も消費者と同様であり、製品の汎用性から事業者の積極的財産損害についても製造者が予想できるため、事業者の損害を厳格責任の適用範囲から排除する必要はないと思われる。また、財産被害の態様も考慮するべきである。前述の殺虫剤スプレー缶の爆発による火災事故のように、事業者は事故に巻き込まれて財産損害を受けた場合、損害の発生は事業者の認識能力と無関係のため、財産損害を受けた個人と同様な責任法理を適用するのは合理的であろう。このような同一原因による損害について、個人の被害者に厳格責任を認める一方、事業者である被害者にさらに製造者の過失の証明を求めるのは明らかに不合理である。

事業者の財産損害賠償問題の実質は、事業者の拡大損害及び経済的な損失が予想できないため、これらすべての損害について厳格責任を適用することは製造者又は販売者に不合理的な負担をかけるだけではなく、製造者の賠償資力が不足の場合、消費者は十分な救済を受けられないことも心配される。しかし、これは財産損害の賠償範囲に制限を加えることによって解決できる問題で、事業者の財産損害を一概に排除する必要はない。また、製造者・販

売者の賠償資力に問題がある場合に、消費者に優先権を認めることも考えられる。

二　拡大損害と経済的な損失

1　製品自体の損害と拡大損害

製造物責任法とは、契約関係のない製造者に厳格責任を負わせることによって、欠陥製品の被害者を救済する法律である。損害は製品自体の毀損又は滅失に限る場合、消費者と販売者との間の契約に基づく処理が可能のため、製造者の厳格責任を追及する必要はない。これは各国製造物責任法の共通点である。

アメリカでは、製品瑕疵によって生ずる修理、交換費用及び、その他買主の損失について、契約責任に基づいて処理され、厳格責任を適用しない、いわゆる Economic Loss Rule は多くの判例によって支持されており、(14) 厳格責任の適用は、「欠陥のある製品自体を除く原告の財物に被害が生じた場合」と限定されている。(15)「ＥＣ指令」九条も厳格責任における損害の範囲を「欠陥のある製品それ自体以外の財産の損害又は滅失」に制限している。しかし、製品自体の損害と拡大損害と同時に発生した場合、両者を別々に請求するのは被害者にとって大変不便である。このような不合理性を解消するために、日本の「製造物責任法」三条は「その損害が当該製造物についてのみ生じた」場合の製造物責任法の適用を排除する一方、拡大損害が生じた場合において、欠陥製品自体の毀損、滅失による損害を拡大損害と同時に請求することを認めた。

中国の「産品質量法」において、販売者の契約責任と製造者の厳格責任との両方が設けられている。損害は製品自体に限る場合に、「産品質量法」四〇条は「販売者は修理、交換、返品の責任を負わなければならず、買主の消

費者に損害を与えた場合、販売者はその損害も賠償しなければならない」と販売者の契約責任を定める一方、拡大損害について、「産品質量法」四一条は「産品に欠陥が存在することにより、人身又は欠陥製品以外の他の財産に損害が生じた場合、製造者は賠償責任を負わなければならない」と定め、製品自体の損害に関する厳格責任の適用を排除した。拡大損害を伴わない欠陥製品自体の損害について、「産品質量法」の立法関係者を含む多くの学者は厳格責任の適用を認めないが[16]、一部の学者は製造物責任訴訟の利便性から、拡大損害の有無にかかわらず、厳格責任の適用を認めている[17]。しかし、拡大損害が生じた場合、製品自体の損害について、厳格責任は適用されるか否かについて、立法も学説も触れていない。

私見では、損害が製品自体に限られる場合、買主は契約責任に基づいて請求する方が有利であるため、厳格責任を適用する必要はないが、拡大財産損害と欠陥製品自体の損害と同時に生じた場合、訴訟上の利便性を考慮して、厳格責任の適用を認める日本の「製造物責任法」の規定は合理的で、中国にとって参考できる。中国では製造者と販売者との間に連帯責任が設けられているため、被害者は製造者に対して、人身被害及び拡大財産損害について損害賠償を請求できると同時に、欠陥製品自体の損害について、販売者に対する契約上の請求権も製造者に主張できる。これらの請求権の根拠は異なるが、被害者にとって、すべての損害について製造者又は販売者に請求できることは意義が大きい。判例実務では、製造者と販売者との連帯責任規定は多く利用されており、被害者は販売者又は製造者のどちらに対しても拡大損害及び製品自体の損害について一括請求ができる[18]。

2　積極的財産損害と消極的財産損害

欠陥製品によって生じる財産損害について、損害の発生形態によって、積極的財産損害と消極的財産損害に分類

することも重要である。積極的財産損害とは、欠陥製品に起因した財産の毀損、滅失などによる財産の価値の減少及び、それによって生じた修理費用などの費用の支出であり、前に検討した「欠陥製品自体の損害と拡大損害」はこれに該当する。消極的財産損害とは、本来期待された利益が得られなかったための損害である。製造物責任において、「消極的財産損害」である人身傷害の場合の逸失利益の賠償は認められているが、欠陥製品事故による操業停止など事業者の「営業損害」の賠償について議論が集中している。

事業者の「営業損失」など消極的財産損害について、アメリカの判例実務では契約責任に基づいて処理されるのが一般的であり、製造者の厳格責任は認められていない。「EC指令」においても、損害の範囲は個人の消費品に限られ、事業者の積極的財産損害も消極的財産損害も賠償範囲から除外されている。しかし、日本及び中国の製造物責任法では、事業者の損害も賠償範囲に含まれるため、消極的財産損害の賠償を認めるべきか否かは大きな問題である。日本では、製造物責任における賠償範囲について、製造者の賠償責任の拡大化を恐れ、事業者の損害を製造物責任法から除外する意見は多数あるが[19]、立法関係者は「判例実務上、個々の事案の内容に即して社会通念上常識的な範囲で損害賠償責任が認定され、…損害範囲が不当に拡大する恐れはない」と述べ、消極的財産損害についても基本的には民法四一六条を類推適用し、相当因果関係に基づいて個別的に判断する考えを示した[20]。

中国では、契約責任の賠償範囲と不法行為責任の賠償範囲は異なっている。契約責任の賠償範囲について、「民法通則」一一二条は「当事者一方が契約に違反した場合の賠償責任は、他方当事者が受けた損失に相当するべきである」と定めている。「中華人民共和国契約法」一一三条は「当事者一方は契約義務を履行せず、又は約定のとおりに履行しなかったために、相手に損害を与えた場合、損害賠償金の額は契約不履行による損失に相当するべきであり、契約の履行によって得られる利益も含まれる。ただし、（損害の範囲は）契約を履行しなかった当事者が契

約を締結するときに予見した又は予見できる損害に限る」と定めている。これに対し、一般不法行為の賠償範囲に関する「民法通則」一一七条は「国家、集団又は個人の財産を侵害した場合、加害者は現状回復又は損害賠償をしなければならず、被害者が損害によってその他の重大な損失を被った場合は、加害者はその損害も賠償しなければならない」と定めている。これらの立法規定について、学説の通説は、契約責任の賠償範囲に積極的財産損害と消極的財産損害が含まれるが、不法行為責任の賠償範囲は積極的財産損害に限定され、「重大な損失」又は「法律の特別な規定」がない限り、消極的財産損害の賠償を認めないという解釈をしている。[21] ちなみに、中国の「国家賠償法」や「道路交通事故処理弁法」など不法行為責任に関する立法においても、財産損害賠償の範囲は積極的財産損害に限定限られ、消極的財産損害の賠償は認められていない。[22]

消極的財産損害は積極的財産損害に比べ、その存在の証明や範囲の確定は困難であるため、不法行為責任における消極的な財産損害の内、人身傷害の場合の欠勤による減収を除き、中国の立法では消極的な財産損害を明確に認めた規定はまだ存在しない。しかし、中国市場経済の発展に伴い、企業又は個人の経済利益に対する関心が高まり、現実に生じた消極的財産損害に対する賠償の要求も日増しに高まっている。そのため、裁判実務では、昔から不法行為責任の賠償範囲から除外されていた消極的な財産損害は、最近は認められるようになった。例えば、亜鉛の精錬工場の排気ガスにより近くにある鏡工場の製品品質は大きな影響を受け、操業停止に追い込まれた事件で、鏡工場の製品の被害、操業停止の損失及び工場設備の譲渡損失などすべての被害について賠償が認められた判例がある。[23] また、石炭の採掘に伴う爆破の振動により近くにある鶏養殖場の鶏の産卵量が激減した事件においても、鶏養殖場の営業利益の損害は賠償された。[24] しかし、このように消極的財産損害を認める判例はまだ少なく、その認定には一定の恣意性が見られる。

欠陥製品による財産損害の賠償範囲について、「産品質量法」四四条では、「民法通則」一一七条と同じ規定が設けられている。「産品質量法」の立法過程において、損害賠償の範囲を積極的財産損害に制限し、消極的財産損害は契約責任に基づいて請求するべきであるとの意見があったが[25]、一般不法行為責任との整合性から、財産損害の範囲について特別な制限規定を設けない意見は一般的である[26]。立法関係者の解釈では、消極的財産損害も賠償範囲に含まれる[27]。

判例実務では、欠陥製品事故による事業者の営業損害を認める判決が多く見られるが、厳格責任が適用されている製造物責任法において、事業者の営業損害を認める理由及び正当性についてはほとんど議論されていない。

判例一：食品冷凍庫の欠陥によって、それを購入した企業の従業員が感電死した事件で、冷凍庫を販売した業者は人身損害だけではなく、購入企業の営業損失及び冷凍庫の代金についても、損害賠償責任が認められた[28]。

判例二：個人運送業者が購入したばかりのトラックを使って貨物を運送していた途中に、ホイルの欠陥によりトラックが転覆した事件で、一審、二審判決は貨物の損失とその他の積極的財産損害のほかに、被害者の営業停止による利益損失として三万元の賠償を認めた[29]。

判例三：工業用整流変圧器の部品の欠陥によって、使用者の化学工場の製造ラインが七〇時間以上にわたって稼動が停止した事件で、十万元の営業損失について、変圧器の製造者及びその部品製造者の厳格責任が認められた[30]。

中国の判例実務において、製造物責任の特殊性に対する認識不足のため、事業者の営業損害についても厳格責任の適用が広く認められているが、私見では、事業者損害の賠償は消費者の人身被害を中心課題とされる製造物責任法の性格に合わず、基本的には契約責任に基づいて処理するべきである。製造物責任法において、事業者の規模又は被害の性質によって、事業者の積極的財産損害の賠償を認めることができるが、事業者の純粋な営業損害につい

て、厳格責任によって特別保護する必要がない。

具体的に言えば、一般消費品の欠陥事故の場合、事業者の営業損害まで賠償範囲に含まれば、製造者が予期できない大きな賠償責任を負わされると同時に、一般消費者被害の賠償に支障がきたす可能性もある。このような営業損害について、契約責任に基づいて処理することが望まれるが、過失責任においても予見可能性の有無によって、因果関係に基づく処理が可能である。しかし、個人事業者の営業損害は個人の逸失利益と類似しているため、厳格責任を適用することも合理的である。人身損害又は財産の拡大損害がなく、単に製品が正常に稼働しないために生じた営業損害については、製造物責任を適用する必要がなく、契約責任に基づいて処理するのが妥当である。

積極的財産損害と消極的財産損害の算定基準も異なる。中国では、積極的財産被害について、修理などの原状回復は優先的に適用され、財産が滅失した場合及び修復した後の財産価値の減少分についてのみ金銭賠償が認められる[31]。また、財産価格が変動した場合の損害算定基準時について、財産損害の賠償原則は原状回復であるため、基本的に損害が生じた当時の市場価格に基づいて算定される[32]。ただし、被害者にとって特別な意義のある特定物については、購入時の値段が高かった場合、購入時の値段に基づいて算定することもできる[33]。被害財産の市場価値の変動が激しい場合、日本の富喜丸事件判決は「中間最高価額」を認めているが、中国では基本的に、損害発生時の市場価値によって算定する。しかし、株や先物取引など価額変動が予測されている取引について、価額の変動を考慮した判決もある[34]。この場合、価格変動に対する予見可能性が要求される。消極的財産損害について、中国の学者たちは「合理的範囲内に制限するべき」という点で意見が一致している[35]。その「合理的な範囲」について、当事者に予見可能性があること、実現可能性が極めて高いこと及び、その範囲は確定できることなどの条件が挙げられるが[36]、明確な判断基準は存在しない。そのため、製造物責任において、事業者の消極的財産損害の賠償を認める合理性も

なければ、実務の観点からも損害額の算定に困難がある。

第三節　製造物責任保険及びその他の被害救済制度

一　製造物責任と責任保険

現代社会において、企業活動に伴う危険性が増大しており、企業は正常な経営活動を維持するために責任保険に加入することは常識となっている。アメリカでは、一九六〇年代中期に製造物責任における厳格責任が確立されてから、製造物責任訴訟の増加及び賠償金額の高額化が原因で、保険料の高騰及び責任保険加入の拒否を招き、一九七〇年代後半及び一九八〇年代後半の二回にわたって「責任保険の危機」が生じた。その対策として、製造物責任法の改革が行われ、行き過ぎた製造物責任の賠償範囲の拡大化及び賠償額の高額化に歯止めがかけられるようになった。「責任保険の危機」が発生した根本的な原因はアメリカ独自の弁護士の成功報酬制度や、陪審制度又は懲罰的な賠償金制度にあるが、厳格責任の確立に伴う責任保険の普及及び、それによる賠償金の高額化に対する誘発作用も考えられる。現代製造物責任における厳格責任の発展は責任保険の普及を促進したが、責任保険の普及も厳格責任の発展に大きく貢献した。しかし、行きすぎた厳格責任は責任保険の危機を招き、その結果として厳格責任自身が見直されることになった。

ＥＣ各国において、製造物責任保険の加入率は国によって異なっているが、アメリカのような裁判制度がないため、厳格責任が採用された後でも、製造物責任保険の料率の上昇はほとんど見られなかった[37]。日本では、製造物責

任保険は海外輸出製品用の海外PL保険と国内向けの「生産物賠償責任保険」に分かれており、「製造物責任法」が成立する前に、海外輸出企業が海外PL保険に加入する率が高いが、国内向けの「生産物賠償責任保険」の加入率は大手企業の場合でも四〇%に止まっている。[38]「製造物責任法」が成立した後、賠償資力の小さい中小企業は保険に加入しやすいように、中小企業向けの団体PL保険制度が創立され、製造物責任保険の普及に拍車がかかり、製造物責任保険の加入率は八八%を超えたとの調査結果が報告されている。[39]

二　中国の製造物責任保険業務の現状

1　中国の製造物責任保険業務の発展

中国国内の保険業務は一九八〇年から再開され、経済の高速成長に伴って、保険業務も飛躍的な発展を遂げた。国内保険料の総収入は一九八〇年当時の六億四千万元から一九九九年の一三九三億元まで急増し、保険会社も中国人民保険公司の一社から、現在の全国性六社、地方五社、外資又は合弁会社六社、海外の保険会社の駐在所一四四ケ所まで発展してきた。[40]中国の保険業務の種類は、大きく分けて財産保険、人身保険及び責任保険との三種類がある。自動車の責任保険は車両保険と一緒に財産保険に分類されているため、責任保険には、製造物責任保険、使用者責任保険、公衆責任保険及びその他の責任保険が含まれる。一九九九年の国内保険料収入の内、責任保険の保険料収入は一六億元で、わずか一%しか占めていない。[41]これは中国の責任保険業務の未熟を表している。

中国の製造物責任保険は一九八〇年代初期から始まった新しい種類の保険である。そのきっかけは、アメリカなどへの輸出貿易において欠陥製品事故が発生した場合、輸出企業のリスクを分散し、輸出を促進するためであった。

その後、国内市場の繁栄に伴って、欠陥製品による消費者被害の問題が表面化してきたため、一九八四年に中国人民保険公司柳州支社と武漢支社はそれぞれ電気保温ふとん安全保険及び洗濯機品質保険を初めて開設した。一九八〇年代後半から一九九〇年代前半にかけて、中国経済が飛躍的な発展を遂げ、大量生産・大量消費の時代が到来したにつれて、欠陥製品による消費者被害事故も大量に発生した。こうした背景の下で、製造物責任保険も業績を伸ばした。現在、国内のほとんどの保険会社は製造物責任保険業務を行っており、保険に掛けられる製品の種類は家電製品を始め、食品、圧力容器を中心としている。中国「産品質量法」が成立する前後における中国人民保険公司の国内製造物責任保険業務の状況は表にまとめた。(42)

2　中国の製造物責任保険契約の内容

中国の保険会社が行っている製造物責任保険契約に以下の内容が含まれる。(43)

（1）　保障内容

保険証書に記載された被保険者が指定の期間内に製造された製品に欠陥があることによって保険期間内に生じた人身損害、財産損害について被保険者の賠償責任及び被保険者が事故処理のために支出した訴訟費用は保険の保障内容とされている。また一部の保険会社は「製造物責任保険」と「製品品質保険」とを合わせ

中国人民保険公司の国内製造物責任保険業務の状況

統計年度	保険業務量（件）	保険料収入（万元）	賠償率（%）
1991	1018678	7974	16.20
1992	1134387	12958	24.30
1993	3460159	25767	32.44
1994	1039933	38442	29.82
1995（1～6月）	270046	15612	42.77

て、「産品質量総合保険」を行い、製品自体の損害も保険の対象に含まれる。(44)

（2）　免責範囲

製造物責任保険約款において、以下の損害又は責任について、保険責任の範囲から除外されている。①保険契約以外に被保険者が負担する契約責任、②被保険者が従業員の被害に対する使用者責任、③製品事故により被保険者自身に生じた財産損害、④製品が消費者に引き渡される前に生じた事故に対する賠償責任、⑤被保険者の故意による欠陥製品事故の損害、⑥製造物自体の損害及びその回収、交換及び修理などの損害、⑦海外に生じた製品事故に対する賠償責任。

この免責範囲を見ると、製造物責任保険の対象は狭義的な「製造物責任」に限られることが分かる。

（3）　被保険者の義務

被保険者の義務として、保険料の納付義務、損害の発生及び拡大を防止する義務、事故又は危険についての通知義務のほかに、品質管理の強化及び国の品質検査を積極的に受けることも設けられている。

（4）　保険料の算出及び保険限度額

保険料については各保険会社が製品ごとに独自に算出しているが、製品事故のデータが乏しいため、損害賠償額の予測はほとんど不可能である。そのため、保険料の算出はまだ手探りの状態にあり、リスクが大きいと思われる製品又は企業に対し、保険会社は保険を引き受けないこともある。保険の限度額は被保険者と保険会社との約定によって決められ、被保険者は一事故に付き填補される最高賠償額と一年間の最高賠償額を指定することができる。また、保険の期間について、当事者は約定できるが、現実では一年ごとに更新する保険契約が多い。

3　中国製造物責任保険の問題点

中国国内の製造物責任保険は国内保険業務が再開された一九八〇年のわずか四年後に始まった保険種類として、その歴史が古い割には業務の発展が遅れている。製造物責任保険の発展を妨げる問題点として以下の幾つかを挙げられる。

（1）製造物責任保険の加入率は低い

製造物責任保険の業務統計表に示されたように、一九九三年に製造物責任保険の成約件数は急増し、その翌年は再び元の水準に戻し、一九九五年上半期は激減する傾向が見られる。一九九三年に保険業務急増の背景には、「産品質量法」の成立、実施による製造物責任訴訟の増加を備える企業の動きがあった一方、法の実施をきっかけに、国家技術監督局は中国人民保険公司本社を通じて、「製造物責任保険」の普及を積極的に進めたこともあった。しかし、「産品質量法」は実施された後、損害賠償訴訟の急増が見られず、製造企業は安心感を取り戻したため、加入の減少につながった。中国の製造物責任保険の加入率に関する統計数字は公表されていないが、加入件数及び保険料の収入からかなり低いと推測される。この低い加入率では、製造物責任保険の損害分散機能が実現できない。

（2）製造物責任保険の変質

中国の製造物責任保険は加入率が低い上、危険性の高い製品ほど加入率が低いという問題を抱えている。保険会社はリスクを避けるために信用のある企業の安全性の高い製品の保険加入を歓迎するが、中小企業の危険性の高い製品の加入を拒んでいる。そのため、もっとも保険を必要とする製品は保険に加入できず、製造物責任保険の保険機能は大きく損なわれている。また、保険契約では、賠償金の最高額が低く制限されているため、製造物責任保険の損害補填機能も実現できない。

中国では、損害賠償の確保という製造物責任保険本来の目的が達成できず、製造物責任保険は製品の宣伝手段として利用される場合が多い。製造物責任保険に加入した製品の本体又はその包装に必ず「本製品は製造物責任保険に加入している」という表示が付けられ、責任保険は企業の新しい競争手段として利用されている。保険会社もこの宣伝効果を製造物責任保険のセールスポイントとして、企業に積極的に勧めている[45]。これらの宣伝は、製造物責任保険の内容、期限、賠償範囲又は賠償額を知らない消費者にとって、一種の詐欺としか言いようがない。このような詐欺行為による消費者被害を防止するために、「医療器械広告審査基準」など一部の法規は製品広告の中に「責任保険付き」という表示を禁止規定まで設けている[46]。

製造物責任保険はこのように変質したことは、保険料の低額化によっても証明できる。前の統計表で分かるように、一件あたりの製造物責任保険の平均保険料収入は一九九一年の七八元から一九九五年前半期の五七八元へと増加する傾向を見せているが、企業が一年間に市場に出した製品の量を考えると、これほど低い保険料はあまりにも不自然である。また、低額な保険料に対し、保険金の上限額も当然低く抑えられている。一九九六年、瀋陽市にあるレストランで一本の瓶ビールは突然爆発し、破片はレストランの女性従業員の左目を直撃し、その目を失明させた事件で、裁判所はビール製造会社の厳格責任を認め、六万四千元の損害賠償金を認めたが、ビール会社が加入していた製造物責任保険の最高賠償額は二万元しかなかった[47]。さらに、保険会社は保険の加入企業との間に、特別な免責約款を結び、事故が起きた場合、被保険者企業がすべての賠償責任を負担し、保険会社に求償しない「名前だけ」の保険さえも存在する[48]。このような変質した製造物責任保険では保険の損失補填の役割を期待することが当然出来ない。

（3）責任保険の期間が短すぎる

中国における製造物責任保険の期間はほとんど一年であり、その期間は対象製品が消費者に売られたときから計算される。製品の販売促進手段として保険に加入する企業にとって、販売された製品について、保険期間を更新する必要がないため、製造物責任保険に加入した製品のほとんども一、二年間で保険を脱退してしまう[49]。このことを考えれば、そもそも加入率の低い製造物責任保険は、事実上ほとんど機能していないことが明らかである。製造物責任の十年の責任期間に対して、一年間の責任保険期間は消費者保護にとってほとんど意味がない。

これらの問題を抱える中国の製造物責任保険は、製造物責任における責任の無過失化、賠償範囲の拡大という新しい動きを積極的に支えることができない。逆に、製造物責任訴訟実務における損害賠償範囲の拡張、賠償額算定基準の明確化及び訴訟事件の増加はなければ、企業にとっても、賠償責任を転嫁する保険意欲がなく、保険会社も損害のリスクを正確に予測できない。従って、中国において製造物責任保険の普及及び健全な発展は、製造物責任の訴訟実務の発展に期待を寄せざるを得ない。

三　社会保障制度及びその他損害補償制度

中国において、欠陥製品被害の大多数は郷鎮企業や個人企業が製造した悪質製品によるものである。これらの製造者は規模が小さく、賠償資力もない上、ほとんどが製造物責任保険に加入していない。仮に保険に入っているとしても、事故が生じたときに保険期間が切れていたり、最高賠償額が低かったりすることも十分考えられる。その場合、消費者は勝訴しても、充分な賠償を受けられないため、その他の消費者救済制度の確立は不可欠である。

日本では、欠陥製品による損害について、製造者が賠償できない場合、製造物責任保険のほかに、たくさんの賠

償履行確保制度が存在するため、欠陥製品被害者の救済は保障されている。例えば、医薬品の副作用による被害は、医薬品の製造者及び販売業者の拠出金によって設立された「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」による救済ができ、自動車の欠陥による事故について、自賠責保険や任意保険の適用も可能である。そのほかに、消費生活用製品安全法に基づいて一部の消費生活用品について、強制的な賠償履行確保制度のSマーク制度のほかに、SGマーク制度、SFマーク制度及びSTマーク制度など業界全体が運営する賠償責任補償共済制度も存在する。さらに、医療保険、労災保険及び年金保険を中心とする社会保険制度の活用も可能である。これらの制度は、製造物責任法整備が遅れていた日本において、欠陥製品による消費者被害の救済に大きな役割を果し、今後もその活躍が期待されている。[50]

中国では、薬品、医療器械、圧力容器、食品、化粧品など人身安全に密接に関係する製品に対して、生産許可書制度など特別な行政規制があり、製品の品質を証明する優良品マーク制度や安全マーク制度も存在する。しかし、これらの制度は単なる行政管理制度であり、損害填補の機能を備えていない。製造物責任法が成立した前に、欠陥製品による人身被害について、医療保険制度及び、労災保険制度は一定の救済機能を果していた。例えば、一九五三年に公布された「中華人民共和国労働保険条例」及びその「実施細則」などによれば、企業の労働者が病気又は仕事外の原因で負傷した場合、企業はその医療費、手術費用などを全額負担するだけではなく、休業期間中についても、本人給料の四〇%～一〇〇%までが支給される。[51] また、医療事故など仕事とまったく関係のない被害についても、病院側の賠償責任を追究できない場合、労災として認定され、労働保険金の支給が認められる。[52] しかし、このような医療保険及び労災保険は公務員や国有企業及び集団企業の労働者などごく一部の人しか加入しておらず、自営業者や個人企業の労働者及び人口の七割以上を占める農村住民のほとんどは何の社会保険にも入っていないた

め、これらの社会保障制度は製造物責任の補充としての役割はかなり限定されている。最近、中国では医療保険、労災保険及び年金保険制度の合理化が進められ、失業保険及び生活保障制度の新設を含む社会保障制度全体の改革は始まっている。しかし、この改革は短期間で完成できるものではなく、完成しても欠陥製品の被害者救済に運用できるかどうかはまだ未知数である。欠陥製品による消費者被害について、中国ではほかに損害救済制度がないだけに、製造物責任制度に対する依存度は日本よりはるかに高い。

中国では、ニュージーランドの事故補償法及び日本の学者が提出した総合救済システムについても紹介され、学者の関心を集めたが、それを中国に導入しようと主張する意見が見られない。中国には国民全体をカバーする基本的な社会保障制度やその他の損害補償制度はまだ存在しておらず、責任保険を含む保険制度も発達していないため、総合救済制度を導入する制度面の環境整備は非常に不足であり、この状況で総合救済制度を設立するための巨額な資金捻出が困難である。従って、中国における総合救済制度の設立は現段階では考えられず、それを欠陥製品による被害者の救済に運用することは現実的ではない。

四　私見

中国における欠陥製品被害の多くは、中小企業又は個人企業が製造販売した粗悪製品によるものであることを考えれば、製造物責任法だけでは、被害者の救済問題を完全に解決することが不可能である。しかし、中国において、日本のような健全な社会保障制度や被害救済基金の早期設立は困難であり、製造物責任保険又は個人保険が自然に普及するまでには長い時間を要する。欠陥製品の被害者を救済するためには、人身被害を起こしやすい生活用品に

ついて、製造物責任保険を立法によって強制的に加入させるのがもっとも現実且つ有効な方法であると筆者は考える。

具体的な方法として、現在の製品生産許可制度を利用することは考えられる。現実に人身被害が多発する製品及びその他危険性の高い製品について、生産許可制度の適用される品目に指定し、許可の条件に責任保険の加入を加えることができる。

このような強制保険制度を創設すれば、保険の加入者が多いため、平均的な保険料の負担も軽く、中小企業も加入しやすい。保険会社として、安定した保険料収入を得られるため、リスクを分散でき、保険料率を高く設定しなくても採算が取れる。また、企業は製造物責任強制保険に入る前に、まず当該製品の生産許可書を申請し、一定の審査を受ければならない。そのため、保険会社は賠償責任のリスクを心配して、中小企業の保険を断ったりする必要もなくなり、アメリカのような保険危機を回避できる。また、保険料率はその被保険者の製品の事故記録に基づいて、一年ごとに、保険料の割引及び割高の再算定を行い、被保険者の公平負担を図ることもできる。製造物責任保険を被害者の救済に役割を発揮させるために、強制保険の加入期間は製造物責任の責任期間と同様、一〇年間にするべきであろう。

中国において、自動車賠償責任の強制保険制度が存在している。今では自動車賠償責任保険は保険業務の中で成長のもっとも速い業務として注目を集めている。中国人民保険公司の自賠責保険は一九七九年以来、毎年二割以上の成長率を遂げ、最も高い年は四割以上も増えた。一九九五年の保険料収入は二一五億元にのぼり、同社の国内保険料総収入の四分の一にも達した[53]。もし、人身事故の多発する製品についても強制保険を実施すれば、今までに加害者の資力不足が原因で十分な救済を受けなかった消費者被害は保険によって補償されるだけではなく、製造物責

任保険の急速な発展及び普及も実現できる。製造物責任保険の普及は製造物責任法の健全化を促進する起爆剤になることも期待できる。

第五章　製造物責任訴訟の研究

第一節　責任主体

一　責任主体の意義

現代社会において、製造物は製造から消費者の手に引き渡されるまでの製造、流通過程には原材料、部品の提供者、設計者、製造者、運送者、輸入者、販売者、取り付け業者などたくさんの人が係わっている。厳格責任の適用範囲を決める際に、欠陥製品事故による損害の公平な負担及び、被害者請求の利便性との二つの要素を考慮しなければならない[54]。

そもそも、製造物責任における厳格責任が適用される根拠として、利益を得る者に損失を負担させるという報償責任の考え方、自分の行為によって危険を創出する者がそのリスクを負担するという危険責任の考え方及び、消費者の正当な信頼を裏切った信頼責任の考え方が挙げられる。厳格責任の適用対象を決める際にもこれらの責任根拠に基づいて検討するべきである。

報償責任の観点から、厳格責任の責任主体を「商業的な目的」で製品の製造販売等を行う業者に制限することが

できる。アメリカ法、「EC指令」及び、日本の「製造物責任法」において、製品の製造販売を「業」として行うことが必要とされている。[55]この「業」という制限の意味について、アメリカでは、「商業的な目的」と解されているに対し、[56]日本の立法関係者は「無償、有償、営利、非営利を問わず、同種の行為を反復継続して行うこと」と説明し、[57]アメリカ法より広く解釈されている。「製造者」及び「販売者」について、中国「産品質量法」には定義規定がないが、立法関係者の説明では「製品の製造、販売活動を行う企業及び個人営業者」と解釈され、「事業者」であることが明らかである。[58]しかし、事業者が製品を提供する具体的な行為が「製造又は販売行為」に当たるかどうかを判断する際、行為の有償性又は営利目的が必要か否かについては検討されていない。判例実務では、販売者の認定について具体的な行為の商業性を必要としていない。[59]私見では、報償責任の観点から、厳格責任の範囲を「営利の目的」で製品の製造・流通を行う事業者に限定するべきである。広告品の無料配布などの行為は企業商業活動の一環であるため、具体的な営利目的がなくても、「販売行為」と認定することができるが、慈善団体やボランティア団体など非営利団体に対して厳格責任を適用する必要はない。

危険責任の観点から、欠陥のある製品を製造し、市場に出した製造者は欠陥の発生をもっとも防止しやすく、彼らは製造過程で高度な注意義務を果さなければならないため、危険の創出者である製造者に厳格責任を適用することは正当化できる。しかし、販売者など危険な欠陥の創出に関わりのない者について厳格責任を適用する必要性は危険責任から導かれない。

信頼責任の観点から、消費者は製品の製造者の宣伝や製品説明又は表示などを信用して製品を購入、使用する場合、宣伝の不実や説明の不十分又は警告の欠如によって生じた被害について、製造者は賠償責任を負うべきである。表示上の製造者に対して厳格責任を適用することもこの信頼責任から根拠づけられる。

厳格責任の主体を決める際に、公平性だけではなく、損害負担の合理性も考えなければならない。欠陥製品事故による損害を合理的に分担させるために、事故による損失を分散しやすい者に厳格責任を負担させるべきである。各国の製造物責任法は例外なく製造者の厳格責任を認めたのも販売者より製造者のほうが製品の価格による損失分散ができるためである。

家庭工場のような零細企業の場合、危険管理能力及び損失分散能力が低いため、厳格責任の主体から除外することも考えられるが、被害者救済及び損害の公平負担という厳格責任の目的や責任保険の普及を考えれば、企業の規模を問わず、一律に厳格責任を適用することも合理的である。そのため、各国の製造物責任法は責任主体の確定について、業者の規模を考慮要素としていない[60]。中国の「産品質量法」における責任主体についても、立法関係者は大企業から個人経営者まで含まれると解釈している[61]。

また、被害者請求の利便性を考えれば、被害者にとって、もっとも請求しやすい販売者についても厳格責任を適用するべきである。「ＥＣ指令」は製造者が特定できない場合に限って販売者の厳格責任を認めているが、中国の「産品質量法」は販売者と製造者との連帯責任を設け、販売者にも厳格責任の適用は可能である。私見では、販売者に対する厳格責任の適用は被害者にとって有利であるが、すべての場合において販売者に厳格責任を適用する必要はない。中国の「産品質量法」における販売者の連帯責任を「保証責任」と解釈すれば、製造者が賠償資力のない場合に限って、被害者は販売者に対して保証責任に基づく請求権を行使できる。輸入製品の欠陥事故について、各国の製造物責任法は製品の輸入業者の厳格責任を認めたことも、被害者求償の利便性を考慮した結果である。

二　責任主体の範囲

製造物責任法発展の初期段階において、厳格責任の適用は製品の製造者に限られ、製造物責任は「製造者の責任」と称されていたが、消費者保護運動の発展に伴って、欠陥製品の被害者に対する有効かつ迅速的な救済は立法政策の重点になり、厳格責任の適用は製造者以外に広げた。

アメリカでは、厳格責任の責任主体には製造者のほか、小売業者、卸売業者、賃貸業者、輸入業者、部品製造者、表示上の製造者及び修理業者などが含まれる[(62)]。「EC指令」において、完成品の製造者、原材料または部品の製造者、表示上の製造者、輸入業者のほかに、製造者が特定できない場合において、販売者の厳格責任も認められている[(63)]。日本の「製造物責任法」において、製造業者のほかに、自ら製造業者として「氏名等の表示」をした者又は「実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」も責任主体に含まれる[(64)]。

中国の「民法通則」一二二条において、厳格責任の主体には製造者、販売者のほかに、倉庫業者及び運送業者も含まれるが、最高人民法院は、製造者、販売者を第一次的な責任主体と解釈し、倉庫業者及び運送業者に対する直接請求を排除した[(65)]。「産品質量法」は責任の主体について、製造者と販売者しか規定しておらず、諸外国の製造物責任法に比べ、責任主体の範囲は非常に小さい。しかし、「産品質量法」には「製造者」及び「販売者」に関する定義規定がないため、製造及び販売の形態に基づいて解釈すれば、責任主体を拡張することは可能である。以下では、各国の立法及び学説を参考しながら、中国「産品質量法」における責任主体について個別な検討を加え、法解釈による責任主体の解明を試みたい。

1　製造者

「産品質量法」四一条は「産品に欠陥が存在することにより、人身または欠陥産品以外その他の財産に損害が生じた場合、生産者は賠償責任を負わなければならない」と定め、製造者の厳格責任を認めている。製造者は、製造過程に係る形態に基づいて、完成品の製造者と部品または原材料の製造者、実際の製造者と表示上の製造者と分類することができる。「産品質量法」において、製造過程の品質管理内容も含まれているため、「製造者」は製品の加工、組立など実際の「製造過程」に係わる者の総称と考えられる。

（1）完成品の製造者と部品又は原材料の製造者

欠陥製品を製造過程から流通過程に投入した完成品の製造者はもっとも一般的意義上の製造者として、厳格責任を負担することは当然である。製造物の欠陥はその部品又は原材料に起因した場合、完成品の製造者はもちろん、欠陥部品の製造者についても厳格責任が適用されるのは各国製造物責任法の共通点である。[66]中国の産品質量法では、部品の製造者に関する明文の規定はないが、立法者が否定的考えを持っている。

「産品質量法」の草案には、部品製造者の免責事由が設けられており、厳格責任の適用は間接的に認められていたが[67]、最終審議段階において部品製造者の免責事由規定は削除された。削除の理由について、立法委員は「欠陥が部品に存在しても、それは製品の欠陥であり、被害者は完成品の製造者に請求するべきで、部品の製造者に請求するべきではない」と述べている。[68]これは、部品製造者と完成品製造者との間の責任のなすり合いを避けるために、部品製造者を第一次責任主体から排除したのである。中国の判例実務においても、部品又は原材料の製造者の厳格責任は認められていない。[69]これについて、多くの学者は「EC指令」に倣い、部品又は原材料の製造者を責任主体に追加することを主張しているが[70]、その理由及び必要性について十分に検討していない。

筆者の私見では、部品又は原材料の製造者に厳格責任を認める実益が乏しく、欠陥製品の被害者を保護するために、必ずしも厳格責任の適用範囲を部品又は原材料の製造者に拡大する必要はない。欠陥製品の被害者にとって、部品又は原材料の製造者の名前を知らない上、被害の原因は部品又は原材料の欠陥にあることについても証明できないため、被害者は部品又は原材料の製造者に請求する可能性は小さい。日本の判例実務では、部品の製造者が完成品の製造者と共に訴えられた事件が極わずかにあるが、部品製造者のみが訴えられたケースは存在しない[71]。また、中国の産品質量法では、部品製造者の免責抗弁が設けられていないため、部品又は原材料の製造者に厳格責任を課すことはかえって混乱を招きかねない。完成品の製造者が無資力で、部品又は原材料の製造者の責任を追究する必要がある場合に、債権者代位に基づいて被害者の請求権を認めることは考えられる。

（2）実際の製造者と表示上の製造者

現代商品の流通システムにおいて、製品に付される商号、商標などの表示は商品の販売上重要な意義を有している。そのため、大手の流通業者またはブランド品の持ち主は他の業者が製造した製品に自分の商号及び商標を表示することによって、販売を促進することは日常化している。消費者は、製品に商号等を表示している企業を信用して、製品を購入するため、これらの製品に欠陥が存在することによって被害を受けた場合、実際に欠陥製品を製造した「製造者」は、氏名表示の有無に係わらず、厳格責任を負うのは当然であるが、欠陥製品に自分の氏名等を表示した「表示上の製造者」の厳格責任についても、アメリカをはじめ、「EC指令」、日本など各国の製造物責任法において認められている[72]。しかし、中国「産品質量法」の立法過程において、表示上の製造者に関する議論がなく、起草者の解釈もそれを触れていない。

中国では、企業間の商標専用権の使用許可契約は認められている。また、企業集団の形成及び流通システムの変

化によって、OEM（Original Equipment Manufacturing）やPB（Private Brand）など、輸出貿易によく採用される生産方式は中国国内市場にも急速に普及し始め、実際の製造者と表示上の製造者と分離する現象は広まっている。中国では、品質管理及び消費者保護のために、製品またはその包装に「製造者の氏名及び住所」を中国語で表示することが義務化されており、(73)商標権使用許可の場合でも、実際の製造者の氏名表示は法律上義務づけられている。(74)そのため、消費者は製品の実際の製造者を簡単に知ることができる。しかし、OEMやPB方式で製造された製品について、中国の現行法にはまだ明文化した規定がない。

中国の判例実務では表示上の製造者の厳格責任はすでに認められている。殺虫剤のスプレー缶が爆発し、火災になった事件では、欠陥製品である殺虫剤スプレー缶はOEMの方式で製造されたものであった。表示上の製造者である被告は、自分が実際に製品を製造したのではなく、賠償責任は製品の実質上の製造者にあると抗弁したのに対して、裁判所は、被告と実質製造者との責任分担はその内部の求償関係に基づいて処理するべきとして、本件事故に対する被告の厳格責任を認めた。(75)

私見では、表示上の製造者は製品の販売から利益を得ているため、自分の商号商標を信用して製品を購入した消費者に対して、厳格責任を負担するのは当然である。特に、OEMなどの場合において、実際の製造者は下請けの中小企業であるに対し、表示上の製造者の方は資力のある大企業である。そのため、表示上の製造者に対する厳格責任の適用は被害者の救済にとって重要である。中国の「消費者保護法」は自社の「営業許可書」を他人に貸した「名板貸」行為について、営業許可書の所有者が実際の経営者の経営行為について連帯責任を負わされている。(76)この規定を類推適用することによって、「自分の商号又は商標」を「他人の製品」に表示する表示上の製造者の厳格責任も認めることができる。このように、「産品質量法」における「製造者」の概念を「表示上の製造者」まで拡

大解釈することは、論理上可能だけではなく、実際製造者と表示上の製造者との分離が進む中国において、消費者保護にとって不可欠である。

2　販売業者

販売業者について、アメリカ第二次不法行為法リステイトメントは製造者と同様に厳格責任の適用を認めたが[77]、その後の「統一製造物責任モデル法」において、販売者の責任は過失責任に後退した[78]。第三次不法行為法リステイトメントの最終提案では、販売業者の厳格責任は再び肯定された[79]。しかし、アメリカでは流通業者が実際に訴えられたのは外国製品の輸入代理店などを除くと少数しか報告されていない[80]。「EC指令」において、販売業者は原則として厳格責任の主体から除外されており、EC各国の製造物責任法のほとんども、販売業者の厳格責任を排除している[81]。日本の立法過程において、販売業者の厳格責任を盛り込んだ立法提案は幾つかがあったが[82]、製造物責任法では販売業者の厳格責任は認められていない。

販売者に対して厳格責任を適用しない理由として、販売者については契約責任が存在すること、販売者は製品の製造に直接関わっていないこと、販売者は製品の価格設定を通じて製品被害のリスクを全社会に分散できないことなどが挙げられる。一方、販売業者に厳格責任を負わせる理由として、販売業者の製造者に対する影響力や被害者求償の利便性が考えられる。

中国の「産品質量法」四二条は「販売者の過失により、製品に欠陥が生じ、人身損害又は財産損害を起こさせた場合、販売者は賠償責任を負担しなければならない」として、欠陥を創出した販売者の過失責任を定めた一方、四二条二項は「EC指令」に倣って、「欠陥製品の製造者又は提供者を特定できない場合」における販売者の補充的

な厳格責任を設けた。しかし、「産品質量法」四三条には製造者と販売者との連帯責任が設けられ、販売者は実質上厳格責任を負わされている。中国における販売者の連帯責任規定の性質について、筆者は本論文第二章の第三節で詳細に検討したので、ここでは省略したい。筆者の結論は、販売者は第一次的な責任主体ではなく、製造者の保証人として補充的な責任主体にすぎない。

「販売者」の範囲について、「産品質量法」に明確な規定がないが、立法関係者は小売業者及び卸売業者が含まれると説明しており、[83]学者もこの解釈に同意している。[84]しかし、販売業者の中の小売業者は製品を消費者に直接渡す立場にあり、消費者にとって最も訴え易いため、製造者の「法定保証人」として、「補充責任」を負担することを理解できるが、卸売業者は消費者と直接な契約関係を有しないため、欠陥製品の被害者から訴えられる可能性も少なく、卸売業者に対する厳格責任の適用の合理性が疑われる。また、製造者と小売業者との連帯責任によって、被害者の救済はある程度保障されたため、卸売業者に厳格責任を適用する実益も乏しいと思われる。

3　製品の輸入業者

輸入製品の欠陥によって、消費者が被害を受けた場合に、被害者は外国の製造者に対して、損害賠償を請求することは非常に不便であるため、各国の製造物責任法は輸入業者の厳格責任を認めている。[85]中国の「産品質量法」では、輸入業者に関する明文規定が設けられていないが、立法関係者の解釈では、製品を輸入した企業も製造者に含まれると解釈されている。[86]

製品の輸入業者に対する厳格責任の適用は、輸入業者が製品の国内流通過程の出発点に立っており、その立場は製品の製造者と極めて類似しているためである。中国では、販売業者も厳格責任上の連帯責任を負担しているため、

販売業者より製品に対する検査義務が一層高く要求されている輸入業者に対して、厳格責任を適用するのは当然と言える。

中国では、経済の高速成長に伴って、家電製品を始め、日常用品の輸入が急速に伸び、輸入製品の欠陥による被害も多発している。しかし、輸入製品に輸入業者の氏名が表示されていない場合が多いため、輸入製品の欠陥による被害について、損害賠償の請求は小売業者に集中し、輸入業者に請求する事例はほとんどない。輸入業者に厳格責任を適用する目的を実現させるために、輸入品に輸入業者の氏名等の表示を義務化する必要がある。一九九七年四月に公布された「流通領域における輸入商品品質監督管理弁法」では輸入製品に対する品質管理の強化が図られ、輸入商品に安全認証のマーク（ＣＣＩＢマーク）の貼り付けや商品の標識、表示の適正化も義務づけられた。

4　国の責任

製造物責任において、国が検査、認証又は許可した製品に欠陥が存在することによって損害が生じた場合に、国は監督者としての責任問題が生じる。アメリカでは、抽象的な安全確保義務に違反し、欠陥医薬品の販売を認可した行為は「裁量行為」とされ、国の賠償責任は認められなかったが、強制的な規準に合致していないワクチンを許可した事件で、国の過失責任が認められた。[87]日本では、薬品事件及び食品事件を中心に、国の監督責任が争われる事例が多く、製造物責任訴訟の約二割を占めているが、判決で国の責任が認められた事例のほとんどは、国の規制権限不行使によるものであって、国の無過失責任は認められていない。[88]日本では、国の検査又は認定を受けたことを製品に表示することによって、消費者の信頼を招いた場合、国等の公益法人に厳格責任を適用するべきとの意見もあるが、[89]この場合の国の責任について、「国家賠償法」に基づいて処理ができ、製造物責任法を適用する必要は

ない。

中国の場合、製品に対する行政管理の一環として、薬品、食品、圧力容器を始め、化粧品、農用機械、肥料、飼料などたくさんの種類の製品及び輸入製品について、国の許認可制度又は品質検査制度が存在する。国が認定した安全製品に欠陥が存在することによって被害が生じた場合は、国の安全標識は被害者の信頼を惹起したため、国は賠償責任を負担するのは合理的である。しかし、「食品衛生法」、「薬品管理法」又は「輸入商品品質許可制度実施弁法（試行）」など国の検査制度を定めた法律において、国の検査監督機関の損害賠償責任を認める規定はどこにも存在しない。一九九四年五月に成立した「国家賠償法」において、行政賠償と刑事賠償制度が設けられたが、行政賠償の賠償範囲は法に定められた場合に限定され、監督、検査の不備又は規制権限の不行使による国の賠償責任は認められていない[90]。

中国において、国の賠償責任は長い間タブーとされ、それに対する研究は始まったばかりである。国の規制権限不行使に対して過失責任さえ認められていない現状では、製品の検査又は認可といった裁量行為について、国の無過失責任を追及することは時期尚早と言わざるを得ない。しかし、社会保障制度や製造物責任保険又はその他の製品被害救済制度も整備されていない中国において、国の許認可の不備による大規模な製品被害が発生すれば、製造者らの資金力だけでは被害者に対する十分な救済は不可能である。このような場合、被害者を救済するために、検査又は認可機関の過失によって生じた欠陥製品被害について、国の監督責任を認めなければならないと筆者は考える。

欠陥製品被害に関する国の責任は、規制権限の不行使による監督責任のほかに、国有企業の経営活動に対する使用者責任も考えられる。日本では、国有企業の活動について国は国家賠償法に基づいて賠償責任を負わされる[91]。中

国では、経済改革の進行に伴って、国有企業の経済に占める割合が大幅に縮小したが、依然として経済の中心的な役割を発揮している。中国の国有企業は、昔「国営企業」と称され、企業の経営はすべて国の経済計画に委ねられ、企業の独立な利益が認められなかったが、一九八〇年代中期の改革によって、国有企業に経営自主権が与えられ、独立の法人格が認められた。国は国有企業の経営活動に対して干渉できず、その経営活動についても一切責任を負わないとされている。[92]従って、国有企業が製造又は販売した製品に欠陥が存在することによって被害が生じた場合、企業は独立法人として責任を負うため、国の責任を追究できない。

5　役務提供者

設計、修理、設置など役務の提供者について、こうした役務は「製造物」に属しないため、その提供者も「製造者」ではなく、製造物責任の適用対象に含まれないのは通説である。アメリカでは、物の提供に伴い且つそれが主たる給付と認められるサービスの提供者についてのみ、厳格責任が認められるが、単なる役務の提供者についての厳格責任が否定されている。[93]ヨーロッパでは、「ＥＣ指令」の適用は「製造物」に限るため、サービス産業の拡大による消費者被害の増加を受けて、一九九〇年にサービス供給者の責任に関する指令案が提出された。その中に、サービス供給者の責任について、過失責任を堅持しながら、証明責任の転換など被害者に有利な規定が設けられている。日本では、梱包業者、運送業者、倉庫業者などのサービス提供者について、これらの者が製品の設計・製造に関わっていないこと及び契約責任が適用されることを理由に、製造物責任法の責任主体から除外されている。[94]

中国の「産品質量法」において、サービス提供者は厳格責任の責任主体に含まれていないが、サービス業による消費者被害の増加を受けて、「消費者保護法」はサービスの提供者に対して、その提供する「サービスは人身又は

財産の安全保障に係わる要求に適合していることを保証しなければならない」と定め、保証責任を設けた。[95] その規定の性質は保証責任であり、不法行為上の厳格責任ではないが、消費者がサービスを受けることによって、人身又は財産被害が生じた場合、事業者の過失についての証明責任が軽減されるため、実質上厳格責任に近い。

中国の判例実務において、サービスによる損害について、基本的に過失責任が適用されるが、「保証責任」に基づいてサービス提供者の無過失責任を認めた判例もある。病院の整形科は除毛手術について「絶対に傷跡が残らない」と明示の保証をしたため、それを信用して、上唇の電気除毛手術を受けた患者は、手術後唇が腫れ上がり、結局四箇所の傷跡が残った事件で、被害者は病院に対して損害賠償を求めた。病院側は被害の結果について予見できないと自分の無過失を主張したのに対し、裁判所はその主張を退け、高額な慰謝料を含む損害賠償責任を認めた。[96] 実務上、保証責任は無過失責任と同様に運用されていることがわかる。

サービスには運送や保管など単純な役務のほかに、レストランや修理業など商品の提供を伴う場合もある。レストランが自ら調理した食品を提供することは製品の製造・販売行為にあたり、部品交換を伴う修理は部品の販売にもあたるため、これらの業者を製造者又は販売者とみなし、厳格責任を適用することは可能である。しかし、この場合、被害者とサービス業者との間に直接契約関係が存在するため、「消費者保護法」に基づいて保証責任を適用することもできる。中国の判例実務では、医療過程に使用された使い捨て注射器の欠陥による被害事故について、病院は「販売者」と見なされ、製造物責任が負わされた事例があるが、[97] 商品の提供を伴うサービスについて契約責任に基づいて処理されるのは一般的である。商品の提供を伴うサービス業者の責任について、明示保証がある場合は、「欠陥」の証明を要らない保証責任のほうが厳格責任より被害者にとって有利である。

注

(1)「一九九三年製造物責任公正法案」三条は「被害」について、「事故において生じた有形被害、若しくはその被害から生じた疾病、病気、又は死亡を指す。この被害には営業損害又は製造物事態の損害を含まない」と定義している。「一九九六年製造物責任改革法」一〇一条（九）も同様な定義を設けている。

(2) J. J. Phillips 著・内藤篤訳『アメリカ製造物責任法』（木鐸社、一九九二）六六頁。

(3) 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」第三条、私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第九条、PL立法研究会「立法提案・製造物責任法」第二条の四などが挙げられる。

(4) 通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』（通商産業調査会、一九九四）一三五頁。

(5) 加藤雅信編『製造物責任総覧』（商事法務研究会、一九九四）一三頁。

(6) 中華人民共和国民法通則の実施に関する若干具体問題の意見」（以下、最高人民法院意見と略す）一五三条。

(7) 梁慧星「論産品製造者、販売者的厳格責任」『法学研究』一九九〇年五号六七頁、王利明『民法・侵権行為法』（中国人民大学出版社、一九九三）四二四頁、劉文奇『産品責任法律制度比較研究』（法律出版社、一九九七）一四一頁。

(8) 張新宝『中国侵権行為法』（中国社会科学出版社、一九九五）三〇四頁、田衛紅ほか「中国産品責任法体系初探」『安徽大学学報』一九九五年一号五九頁。

(9) 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九三年三号七三頁。

(10) 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九七年一号一八四頁。

(11) 高言ほか『消費者権益保護法理解適用与案例評釈』（人民法院出版社、一九九六）一頁。

(12) 呉景明ほか『快通「消費者権益保護法」』（中国政法大学出版社、一九九五）八頁。

(13) 升田純『製造物責任法』（商事法務研究会、一九九七）七四八頁。

(14) 安田総合研究所編『製造物責任法』（有斐閣、一九八九）一一三頁参照。

(15) 第三次不法行為法リステイトメント二一条C。

(16) 全人大法制工作委員会経済室・国家技術監督局共同編集『産品質量法実用指南』（中国民主法制出版社、一九九四）五七頁、張新宝・前掲注(8)中国侵権行為法三一四頁、梁慧星「論産品製造者、販売者的厳格責任」『法学研究』一九九〇年五号六七頁。

(17) 王利明・前掲注(7)侵権行為法四二八頁、金福海「欠陥製品自損的賠償責任」『法学与実践』一九九七年四号一〇頁。

(18) 建築用のプレハブコンクリート板の欠陥によって、工事中に板が折れたため、作業者一人が死亡、多数重軽傷を負った事件では、裁判所は製造者及び販売者に対して、人身損害のほかに欠陥製品板の代金の賠償も命じた。中国人民大学法学院編『中国審判案例要覧』（中国人民公安大学出版社、一九九五）八〇九頁。また、電気シャワー器の欠陥によって使用者が感電死した事件では、裁判所は人身被害賠償のほかに、欠陥製品の代金返還を製造者、販売者に命じた。最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九二年一号五〇頁。

(19) 「製造物責任法要綱試案」第三条、私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第九条及び、ＰＬ立法研究会「立法提案・製造物責任法」第二条の四などは、厳格責任における「損害」について生命又は身体被害の以外に、「自然人」又は「個人」の財産被害に制限している。第一四次国民生活審議会消費者政策部会の最終報告も事業者に生じた物損を製造物責任の賠償範囲から除外する考えを示している。

(20) 通商産業省消費者経済課編・前掲注(4)製造物責任の解説一三〇頁、一三六頁。

(21) 王利明・前掲注(7)侵権行為法五六一頁、王家福編『民法債権』（法律出版社、一九九一）二四七頁。

(22) 「中華人民共和国国家賠償法」二八条七項は「財産権に対してその他の損害をもたらした場合、直接損害（積極的損害）に基づいて賠償する」と定めている。「道路交通事故処理弁法」三六条は損害の範囲について、人身損害のほかに、「財産の直接損害」（積極的損害）だけを設けている。

(23) 張佩霖『民法案例評釈』(中国政法大学出版社、一九九五)一六八頁。
(24) 林准『民事案例選編』(法律出版社、一九九七)一九七頁。
(25) 梁慧星・前掲注(7)法学研究六八頁。
(26) 張新宝・前掲注(8)侵権行為法三一三頁、王利明・前掲注(7)侵権行為法四二七頁。
(27) 全人大法制工作委員会経済室・国家技術監督局・前掲注(16)実用指南六八頁。
(28) 張思前ほか『産品質量法一百案例精析』(中国政法大学出版社、一九九四)一〇二頁。
(29) 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九六年四号五八頁。
(30) 林峰「一起産品質量糾紛案探析」『律師与法制』一九九四年一月号一三頁。
(31) 王利明・前掲注(7)侵権行為法二五四頁、楊立新『侵権損害賠償案件司法実務』(新時代出版社、一九九三)一八〇頁。
(32) 鄭幸福ほか『侵権責任』(中国大百科全書出版社上海支社、一九九二)二七頁。
(33) 楊立新・前掲注(31)司法実務一八一頁。
(34) 王魯穂訴四川省証券株式会社損害賠償訴訟、最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九六年二号一五五頁。
(35) 梁慧星『民法学説判例与立法研究』(中国政法大学出版社、一九九三)二七六頁、王利明・前掲注(7)侵権行為法五八五頁。
(36) 李由義ほか『民法学』(北京大学出版社、一九八八)六〇五頁、楊立新・前掲注(31)司法実務四二頁。
(37) 小林秀之編『新製造物責任法大系I(海外編)』(弘文堂、一九九八)三九九頁、四三七頁、四七〇頁、四八七頁、五〇二頁、五〇五頁。
(38) 第一四次国民生活審議会消費者政策部会最終報告参照。
(39) 加藤雅信編『製造物責任の現在』別冊NBL五三号三四頁(商事法務研究会、二〇〇〇)。
(40) 王安然「今日中国保険市場一瞥」『中国保険』一九九七年二号三一頁。許霓「一九九九年中国保険市場回顧」『上海保険』二一

〇〇〇年四号一七頁。
(41) 許霓・前掲注(40)『上海保険』二〇〇〇年四号一六頁。
(42) 艾幼明ほか『責任保険与建築安装工程保険』（中国商業出版社、一九九六）一一一頁。
(43) ここに紹介している内容は、筆者が入手した中国最大の保険会社である中保財産保険有限公司及び中国天安保険有限公司の「産品責任保険約款」に基づくものである。
(44) 中国天安保険有限公司の「産品質量総合保険約款」による。
(45) 『中国保険』一九九七年一〇号四二頁の記事で、ある県の財産保険会社が県内の信用ある大企業である糸繰り会社の生糸製品について、製造物責任保険の加入を勧めた時にその意義として、保険の損失分散機能ではなく、もっぱら製品販売の促進効果を強調している。
(46) 中国の「医療器械広告審査基準」第九条。
(47) 深藍智業編集『化険為夷・企業巻』（企業管理出版社、一九九九）二一六頁。
(48) 筆者が一九九七年一〇月に中保財産保険公司江蘇省分公司で行った調査結果に基づく。
(49) 金小華「重慶市責任保険業務現状及其発展的思考」『中国保険』一九九七年一一号三七頁。
(50) 第一四次国民生活審議会消費者政策部会最終報告参照。
(51) 「中華人民共和国労働保険条例」一三条、「中華人民共和国労働保険条例実施細則」三六条。
(52) 一九六四年全国総工会が公布した「労働保険に関する問題回答」曽憲樹編『社会保険与社会保険争議処理実務』（人民法院出版社、一九九七）一七五頁。
(53) 段求平「機動車両保険経営現状与管理」『中国保険』一九九七年五号一六頁。
(54) 浦川道太郎「製造物責任における責任主体」『不法行為法の現代的課題と展開』（日本評論社、一九九五）二三〇頁。

(55) 第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条一（a）は、「当該売主がこのような製品を販売することを業とする場合」と定めている。「EC指令」第三条の二も「製造者と並び、製品を売却、賃貸、リースその他の方法によって、ECに輸入することを業とする者」と定めている。日本の「製造物責任法」二条三項は製造業者について、「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に製造業者）」と定めている。

(56) 第三次不法行為法リステイトメント二〇条。

(57) 通商産業省消費者経済課・前掲注(8)「製造物責任法の解説」一〇六頁。

(58) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室編・前掲注(11)「産品質量法実用指南」八頁。

(59) 被告A社はB社から販売代金の代物弁済として受け取った暖房器具を、自社の従業員に市場価格の三分の一の価格で売り捌いたところ、その暖房器具の欠陥により大けがを負った従業員及びその家族はA社と製造者B社に対して損害賠償を求める訴訟を提起した。A社は、暖房器具を社員に配ったのは社内福利であって、営利の目的がないため、販売行為にあたらないと主張したが、裁判所は被告に「営利の目的」がなくても、その行為は「販売行為」にあたると認定し、被告に一割の賠償責任と製造者の賠償責任に対する連帯責任を認めた。最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院判例選』一九九六年二号一〇六頁。

(60) 「EC指令」において製造者は「自然人と企業の双方を含む」と解釈されている。小林秀之・前掲注(37)『新製造物責任法大系Ⅰ（海外編）』三一〇頁。日本の「製造物責任法」における「製造業者」について、立法関係者の説明では規模には関係なく、「手工業者」も含まれるという。升田純『詳解製造物責任法』（商事法務研究会、一九九七）五三八頁。

(61) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・前掲注(11)実用指南八頁。

(62) 第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条。

(63) 「EC指令」第三条。

(64) 日本の「製造物責任法」第二条三項。

(65) 中国最高人民法院「民法通則実施上の若干問題に関する意見」一五三条。

(66) アメリカ第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条注釈q及び「EC指令」三条においては部品製造者が含まれている。日本の製造物責任法における製造者定義の中に、部品製造者は明確に設けられていないが、四条の抗弁事由から、部品製造者も製造者に含まれることがわかる。

(67) 「産品質量法草案」第四六条は「部品の製造者はその部品に欠陥がないこと、または、欠陥がその部品の組み込まれた製品の設計に起因し、もしくは、その部品の組み込まれた製品の製造者に帰責すべき事由に起因することを証明できれば、部品の製造者が不法行為法上の賠償責任を負わない」としている。この規定は「EC指令」七条f項の内容を踏襲したものであり、部品製造者の厳格責任を認めた証拠である。

(68) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・前掲注(11)実用指南一〇五頁。

(69) トラックがホイルの欠陥によって転覆し、トラックに積載されていた貨物が破損することにより損害が生じた事案で、トラックの製造者は欠陥ホイルのメーカーを被告にするべきと抗弁したのに対し、裁判官は「本件において、製品とはトラックであり、ホイルではない…従って、製造者とはトラックの製造者である」と判示した。最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九六年四号六一頁。

(70) 蒋大興「試論我国産品責任法的完善」『中国商業法制』一九九七年八号七頁、田衛紅ほか「中国産品責任法体系初探」『安徽大学学報』一九九五年一号五九頁。

(71) 加藤雅信編・前掲注(5)『製造物責任総覧』一七九頁。

(72) アメリカ第二次不法行為法リステイトメント四〇〇条、「EC指令」第三条及び日本の「製造物責任法」第二条三項。

(73) 「中華人民共和国産品質量法」一五条は「産品あるいはその包装の標識は次の要求を満たさなければならない。（1）産品

の質量検査の合格証明があること、（2）中国語による産品の名称、及び生産した工場の名称と住所の表記があることなど」と定めている。

(74) 「中華人民共和国商標法」二六条二項「（商標所有者の）許可を得て登録商標を使用する者は、当該登録商標を標記する商品において、自ら（被許可者）の名称及び商品の産地を表示しなければならない」と定めている。

(75) 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九七年一号一八六頁。

(76) 「中華人民共和国消費者保護法」第三七条は「他人の営業許可書を使って、違法操業する事業者は、その提供した商品またはサービスによって、消費者の合法的な利益が害された場合、消費者は彼らに対し損害賠償を請求できると同時に、営業許可書の名義人にも損害賠償を請求することができる」と定め、自分の「営業許可書」を他人に貸与した事業者の責任を認めている。

(77) 第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条における厳格責任規定は製造物の販売業者に関するものである。

(78) 「統一製造物責任モデル法」一〇五条Aは「原告は証拠の優越原則に基づいて、損害の近因は製造者以外の製品販売者が製品に対して合理的な注意を払わなかったことであると証明した場合、製造者以外の製品販売者は責任を負うべき」と定め、販売者の過失責任を認めている。

(79) 第三次不法行為法リステイトメント二〇条の「販売又は供給した者」の定義には、「商業的な製品販売者には、製造者、卸売業者、小売業者も含まれる」と定められている。

(80) 小林秀之編・前掲注(37)「新製造物責任法大系Ⅰ（海外編）」一五七頁。

(81) フランスでは、事業者の売主の厳格責任は判例上認められており、ＥＣ指令の導入に伴って制定された「欠陥製造物責任に関する法律」でも売主の厳格責任が肯定されている。後藤巻則「フランスにおける製造物責任法の成立」ジュリスト一一三八号（一九八八）七二頁。

(82) 平成五年産業構造審議会答申「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策のあり方について」、製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」第一〇条一項の一、一九九〇年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第七条三項。

(83) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室編・前掲注(11)実用指南二七五頁。

(84) 蔣大興「試論我国産品責任法の完善」『中国商業法制』一九九七年八号七頁。

(85) アメリカ第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条、「EC指令」第三条の二、日本「製造物責任法」第二条三項の一。

(86) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室編・前掲注(11)実用指南八頁。

(87) 安田総合研究所・前掲注(14)製造物責任三四頁。

(88) 加藤雅信編・前掲注(5)『製造物責任総覧』一一七頁表3―1参照。

(89) 升田純・前掲注(60)『詳解製造物責任法』六〇九頁。

(90) 「中華人民共和国国家賠償法」において、行政賠償の賠償範囲は同法の三条、四条、一五条、一六条に限られている。

(91) 日本の「国家賠償法」三条。

(92) 「全民所有制企業法」二条は、「全民所有制企業或いは国有企業は法に基づいて、自主経営、独立採算…の商品生産又は経営実体であり、独立に民事権利を享有し、民事義務を負担する企業法人である」と定めている。

(93) 小林秀之・前掲注(37)海外編三八頁、安田総合研究所編・前掲注(14)製造物責任二九頁。

(94) 第一四次国民生活審議会消費者政策部会最終報告参照。

(95) 「中華人民共和国消費者保護法」一八条は「事業者は、当該事業者の提供する商品又はサービスが人身又は財産の安全保障に係わる要求に適合していることを保証しなければならない。人身又は財産の安全に危害を及ぼす恐れのある商品又はサービスについては、消費者に対して真実の説明及び明確な警告をし、且つ、商品の正確な使用又はサービスの正確な受け入れの方法及び危害発生防止の方法を説明し、表示しなければならない」と定めている。

(96) 孔祥俊『上帝的盾牌―消費者権益的法律保護指南』（経済科学出版社、一九九六）一三一頁。

(97) 張思前ほか『産品質量一百案例精析』（中国政法大学出版社、一九九四）三七頁。